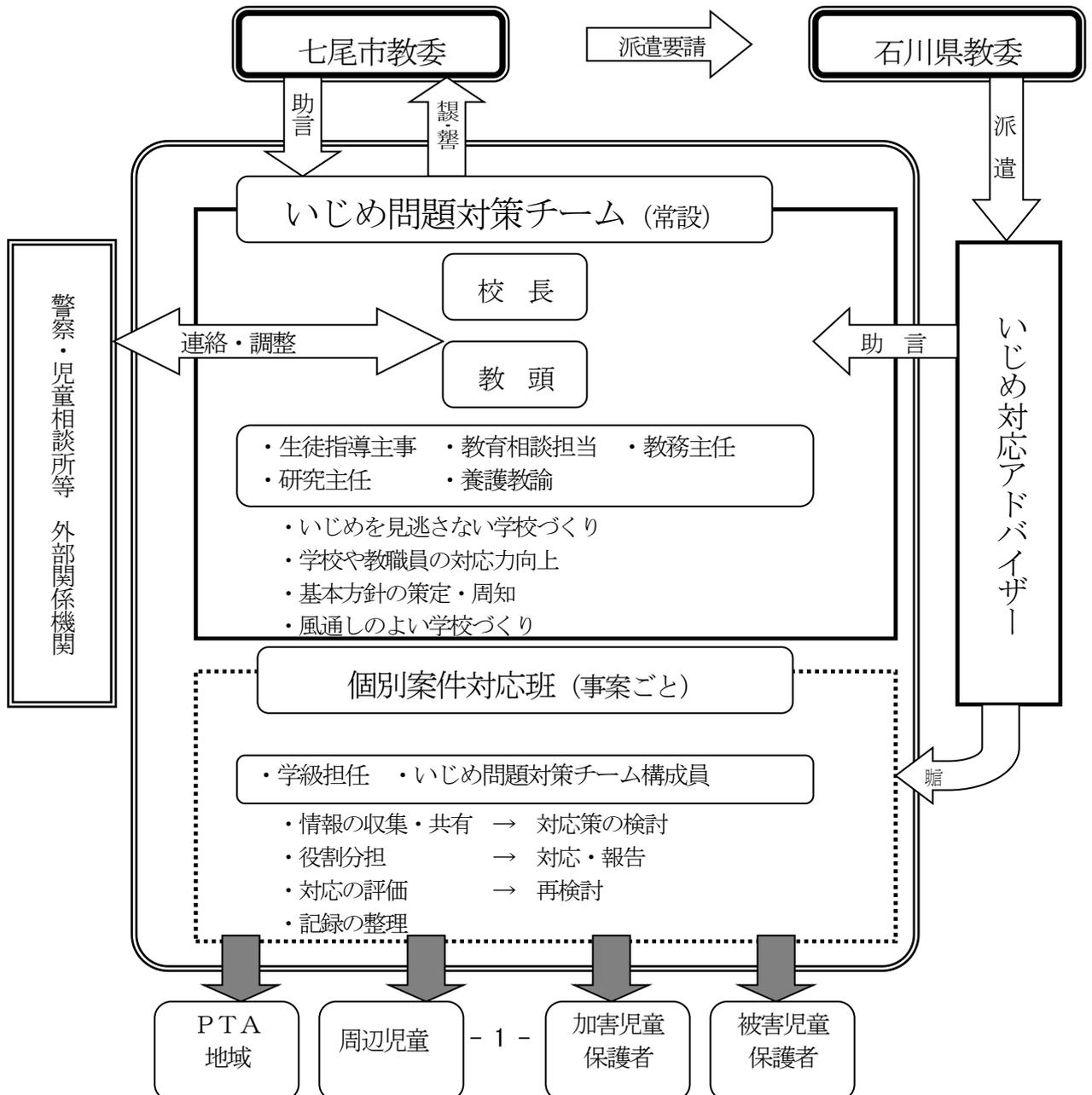


I. いじめに関する学校の方針

◇本方針は、平成25年9月に施行された、「いじめ防止対策推進法」に基づいて策定されたことをふまえ、学校活動の全てにおいて、「いじめ」を行うことは法に反することであり、絶対にあってはならないことを、常に指導していくことを基本とする。

- (1) いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、相談機能を充実し、児童の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備する。
- (2) 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、協力して対応する体制で臨む。
- (3) 事実関係の究明に当たっては、事実の把握を正確かつ迅速に行う。
- (4) いじめが発生したときは、学校のみで解決することに固執することなく、保護者等からの訴えに謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む姿勢が重要である。また、教育委員会と連携して対処する。
- (5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。

II. いじめに対する組織的対応



Ⅲ. 各担当行動計画

(1) 校内担当の指導内容

校長	<ul style="list-style-type: none"> ◇いじめ問題対応チームを指揮する。 ◇校内いじめ防止対策委員会を開催し、いじめ事案の指導方針や方法等について協議するなど、全教職員共通理解のもとに組織的ないじめ解消のための指導をする。 ◇重大ないじめが発生した際は、報道機関等への対応窓口となる。
教頭	<ul style="list-style-type: none"> ◇「いじめ」は人権にかかわる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校を挙げての協力体制の確立に努める。 ◇「いじめ」の具体的な指導の留意点などについて職員会議や研修会等で伝え、教職員間の共通理解を図る。 ◇全教育活動の中で児童生徒を理解するために、教職員相互の情報交換を大切にする。
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ◇「いじめ」に気付いたときは、焦らない、慌てない。 ◇話を聴いたり行動を観察したりして問題をつかむ。 ◇一人で抱え込むことなく、すぐに相談するなど、教職員間で情報を共有する。 ◇小さな事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。 ◇いろいろな立場の子どもたちの思いをとらえる場を設定して対応する。
生徒指導・ 教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ◇いじめ問題対応チームの一員として常時、児童の実態を把握し、いじめ発生時は事実を正確に把握し、生徒指導部会や職員会議などの場で、その解決策、支援策について意見を出し合い、校内の指導体制を確立する。 ◇必要に応じて、担任以外の教師が面接や教育相談及び学習指導などを行う。 ◇警察等関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラー、専門機関等との相談体制を整えておく。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ◇いじめ問題対応チームの一員として常時、いじめの発見に努める。 ◇把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確に担任、校長・教頭に伝える。 ◇保健室に駆け込んでくるいじめられた子どもたちには、子どもの心の流れに添った柔軟な考えや構えを持って接する。 ◇訴えてきた子どもの心情を十分に受け止め、苦しみと苦悩を共にする。
教務 主任	<ul style="list-style-type: none"> ◇いじめ未然防止を考えた学校運営がなされているか計画を確認する。 ◇学級担任を精神的に支える。(共に考える。次の具体的な指導のヒントを与える。) ◇いじめ発生時は該当学級への学習支援計画を作成する。
研究 主任	<ul style="list-style-type: none"> ◇学習活動において、いじめ未然防止の考えが組み込まれているか確認する。 ◇児童一人一人が認められ、尊重し合う授業がなされているか、研究会で確認する。 ◇全校一斉公開道徳授業の企画・運営をする。 ◇児童一人一人のよさを見つけ合う「ノート名人」の取組を企画・運営する。
児童会 担当	<ul style="list-style-type: none"> ◇児童同士の相互理解を進めるキラリカード・全校遊びの実施 ◇児童が主体的に行う「いじめ未然防止」集会を計画・指導する。 ◇異学年交流を通して、児童一人一人に自己存在感をもたせる。 ◇子ども同士が触れあい、互いの理解を深める場や活動を設定する。
級外	<ul style="list-style-type: none"> ◇特別教室への移動中や学習中等にいじめの信号をキャッチする。 ◇いじめをキャッチしたら、担任と情報・意見を交換し、積極的に支援・協力する。

(2) 年間行動計画

(評価: ◎・○・△・×)

月	校長 (藤波)	評価	教頭 (寅松)	評価	学級担任 (瀧山田, 島田, 黒坂)	評価	生徒指導 (瀧山田)	評価
4	<ul style="list-style-type: none"> 年間通じて, 報告・連絡・相談を重視し, 組織が機能しているか確認・指示 学校説明会でいじめ防止基本方針を提示 いじめ問題対応チームの発足 いじめ防止基本方針HPアップ 		<ul style="list-style-type: none"> 年間通じて, 各担当者の進捗状況把握, 関係機関との連絡調整 いじめ問題対応校内研修の計画(いじめ対応アドバイザー要請含む) 		<ul style="list-style-type: none"> いじめ未然防止についての学級経営計画作成 		<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針提案 学年始児童理解 いじめ未然防止の取組年間計画 全校集会で「あいさつ」の指導 	
5	<ul style="list-style-type: none"> いじめ未然防止対策委員会① いじめ問題対応チーム校内研修(管理職・生徒指導主事) 						<ul style="list-style-type: none"> いじめ未然防止に関する校内研修① 児童理解の会 	
6					<ul style="list-style-type: none"> 個人面談 		<ul style="list-style-type: none"> なやみアンケート ありがとうメッセージの取組 児童理解の会 	
7							<ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会 	
8	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題対応チーム校内研修 		<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題対応校内研修の計画 		<ul style="list-style-type: none"> 学級経営計画の見直し 		<ul style="list-style-type: none"> いじめ未然防止に関する校内研修② 	
9							<ul style="list-style-type: none"> あいさつ・思いやり週間 児童理解の会 	
10	<ul style="list-style-type: none"> いじめ未然防止対策委員会② 						<ul style="list-style-type: none"> 情報モラル教育授業(高学年) 児童理解の会 	
11					<ul style="list-style-type: none"> 個人面談 いじめ未然防止道徳授業 		<ul style="list-style-type: none"> なやみアンケート 情報モラル教育講演会(保護者) 児童理解の会 ありがとうの手紙の取組 	
12							<ul style="list-style-type: none"> 児童理解の会 	
1	<ul style="list-style-type: none"> いじめ未然防止対策委員会③ 						<ul style="list-style-type: none"> いじめ未然防止に関する校内研修③ 児童理解の会 全校集会で「思いやりある行動」の指導 	
2			<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題対応校内研修の計画 		<ul style="list-style-type: none"> 個人面談 		<ul style="list-style-type: none"> なやみアンケート 児童理解の会 	
3	<ul style="list-style-type: none"> 今年度の反省と新年度への対応確認 						<ul style="list-style-type: none"> 全校集会で「感謝・思いやり」の指導 学年始児童理解引継ぎ事項の確認 	

月	教育相談C (黒坂)	評価	養護教諭 (宮西)	評価	教務主任 (黒坂)	評価	研究主任 (島田)	評価	児童会担当 (黒坂)	評価
4	・教育相談計画		・保健室で気になる子を全職員と共通理解する。 ・保健室利用についての指導		・年間通じて、担任や養護教諭と日常的に情報交換し、問題を把握する。 ・いじめ未然防止年間計画の確認		・児童理解のための研究授業計画		・児童会行事の計画(月1回の誕生者集会含む)	
5									・いじめ未然防止の異学年交流集会①	
6										
7	・相談員要請						・ノート名人の企画・運営		・1学期キラリさん紹介	
8	・教育相談計画見直し		・保健指導計画見直し		・いじめ未然防止年間計画の見直し		・研究授業計画の見直し		・異学年グループの見直し・作成	
9							・授業改善週間			
10									・いじめ未然防止の異学年交流集会②	
11							・全校一斉道徳授業の指導			
12	・相談員要請								・2学期キラリさん紹介	
1										
2	・相談員要請		・健康集会の企画・運営						・3学期キラリさん紹介	
3					・新年度いじめ未然防止年間計画の作成				・新年度異学年グループの作成	

(3) いじめ問題発生時について

ア. いじめられている子には

教師は、教えることを職業としている。しかし、いじめられている子への対応は、言い聞かせることではない。まず、何より本人の訴えを、本気になって傾聴することである。

- ① 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。⇒傾聴の姿勢
- ② 安心：具体的支援内容を示す。⇒教師は絶対的な味方
- ③ 自信：良い点を認め励まし、自信を与える。
- ④ 回復：人間関係の確立を目指す。⇒交友関係の醸成
- ⑤ 成長：自己理解を深め、改善点を克服する。⇒自立の支援
※心理的ケアを十分に行なう

イ. いじめている子には

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで、注意深く継続して徹底的に指導していく必要がある。

- ① 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
⇒はっきり確認がとれるまでは頭ごなしに決め付けない
- ② 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。⇒受容的態度
- ③ 内省：いじめられる子のつらさに気付かせる。
⇒いじめは絶対にいけないことの指導
⇒いじめている子もつらい立場かもしれない
- ④ 処遇：課題解決のための援助を行う。
⇒いじめのエネルギーの善用を図る
- ⑤ 回復：役割体験等を通じて所属感を高める。
⇒成長への信頼 ※心理的ケアを十分に行なう

ウ. いじめられている子の保護者には

教師と保護者のいじめに対する、基本的認識のズレが問題を複雑にする。

- ① いじめの事実を正確に伝える。
- ② 学校はいじめられている子を守るという姿勢を示す。
- ③ 信頼関係を構築する。⇒不用意な発言をしない
 - ・『いじめは重大な人権侵害である』との認識に欠ける発言
 - ・児童生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言
 - ・『被害者保護優先』を無視した発言
 - ・自己防衛的な発言
 - ・被害者の『痛み』に共感を示さない発言
 - ・具体性のない発言
- ④ 家庭との連絡を密接にとる(被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼)。
※被害者の保護者に、具体的な取組をきちんと伝えて理解を得る。

エ. いじめている子の保護者には

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- ① 事実だけをきちんと伝える。
- ② 保護者の心情を理解する(怒り、情けなさ、自責の念、今後への不安等)。
- ③ 具体的な助言を与え、子どもの立ち直りを目指して協力してもらう。

オ. 学級には

教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す。

～「有機版いじめ防止基本方針」に沿って～

- ① 具体的事実に基づいて話し合う(当事者の了解・配慮)。
- ② いじめられた子どもに共感させ、いじめた子どもも学級集団に取り込むようにする。
- ③ 傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- ④ 「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級をつくる。
- ⑤ 意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。

【学級での話し合いの進め方】

- ア 事実と問題の明確化…いじめは許されない行為である
- イ 冷静な解決の模索…生活の振り返り、自己内省による知的変革
- ウ 行動指針の発見…内省による具体的行動(是認、黙認⇒責任の確認)、信頼感の確立
- エ 連帯感の育成、人間関係づくり…自己存在感

カ. 関係機関との連携

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん各関係機関との連携を図る。

- ① いじめ問題対策チームを中心に、市教育委員会の指導のもと、関係機関と緊密な連携を図る。
- ② 学校、家庭、いじめ対応アドバイザーや関係機関(相談機関、警察等)との連携を日頃から図っておく。

(3) 検証方法について

ア. なやみ・いじめアンケート及び全員面談の実施

- ・学期ごと(年間3回)のいじめ・なやみアンケートを行い、それをもとに全員面談を行うことで、実態を把握する。

イ. 休み時間・登下校中の巡視

- ・学級担任：学級児童の把握
- ・生徒指導主事：休み時間の児童間の実態把握、登下校バスの巡視計画作成
- ・養護教諭：保健室を訪れる児童、給食・清掃時の児童間の実態把握
- ・校長・教頭：校内外の児童の実態把握

ウ. 保護者面談の実施

- ・年2回の面談及び、希望面談

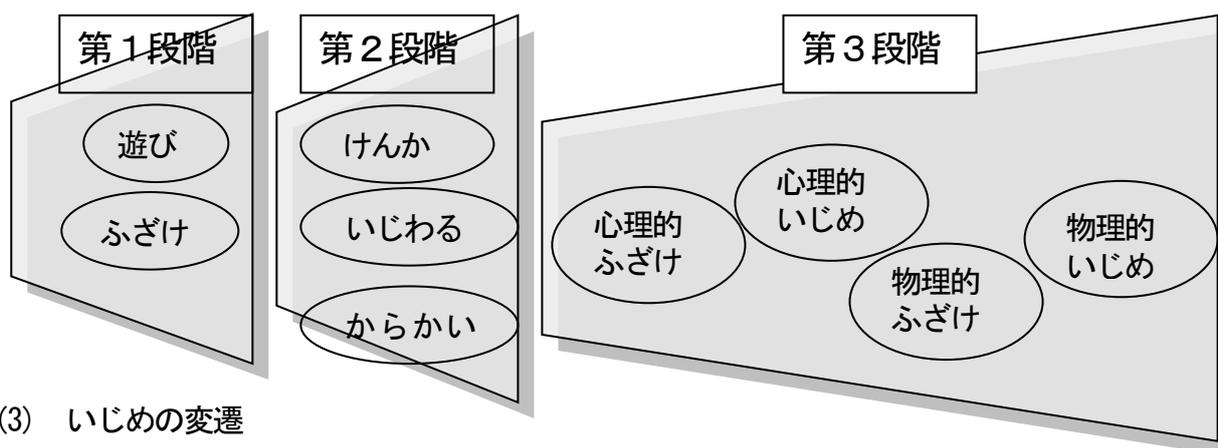
エ. 地域の町会・公民館・児童館・民生委員との定期的な連絡

【添付資料】

(1) 「いじめ」とは何か

児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。
 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめの進行



(3) いじめの変遷

発生と内容		「いじめ」の態様・内容		
		いじめられる側	いじめている側	
変遷過程		個の行動・状況	複数の行動・状況	
学校の対応・関係機関との連携	群れ遊び	遊びや生活をとおして、互いにふざけたり・じゃれ合ったり・いさかきがあったりする(「遊び仲間」対等・平等の関係)		
	初期	萌芽	度重なるふざけ・からかいなどを不快に感じるようになる(支配・服従関係の萌芽)	立場を入れ替えながら、ふざけ・いじわる・からかいなどを行うようになる(支配・服従関係の萌芽)
		恐れ	多人数による「いじめ」に恐れを感じるようになる(支配・服従関係の成立)	ターゲットを固定し、仲間を誘い複数で「いじめ」を繰り返す(仲間の存在, 安心感)
	中期	訴え	周囲の仲間、友達の行動や態度が気になる(いじめのサイン)	周囲の仲間の反応を気にして見ている(いわゆる「チクリ」の心配)
		諦め	無関心を装い、傍観的な態度の友達を見て「訴え」を諦める(見て見ぬふりをする人間関係)	周囲の動向を見定め、仲間に「いじめ」を示唆、命令する(自己のいじめ隠蔽)
	後期	無力	親や教師に訴えた後の報復や暴力などを極端に恐れる(訴える気持ちになれない状況)	暴力行為等をしばしば繰り返す(本人及び周囲の友達に対する「チクリ」の防止策)
		否定	「いじめ」そのものの事実を自ら否定する(自尊感情の動揺)	暴力行為の他に金品の強要、使い走り等が生じる(チクリ・訴え等絶無の感触)
	否定	耐えきれず「自殺・転校」等を考えるようになる(自己否定の考え方の実行)	暴力行為や金品の強要などが学校内外でますます激しくなる(「無法」といえる状態への発展・継続)	

(4) ネットいじめ対応マニュアル

ネットいじめとは？

特定の人を誹謗中傷する内容を、携帯電話（ケータイ）やパソコンを使って、インターネットの学校裏サイトなどの掲示板に書き込んだり、メールで送りつけたりするなど、インターネットというネットワークを利用して、その人に精神的な苦痛や不安を与えること

【具体的事例】

- ◇ 掲示板やブログに悪口やいやがらせを匿名で書き込まれる
- ◇ 「死ぬ」「学校に来るな」「消えろ」などのメールが送られてくる
- ◇ 「〇〇を無視しろ」とメールで回される
- ◇ 他人になりすました、いやがらせのメールが送られてくる
- ◇ ケータイで、自分の恥ずかしい写真を撮られ、メールで流したり掲示板に貼りつけたりされる
- ◇ 自分になりすましてプロフを作成され、嫌なことを書かれる

【ネットいじめの特徴】

- ◇ 仲が良かったと思っていた友だちや、学校では全く目立たない児童が加害者になるケースがある。
- ◇ 相手がわからないという匿名性から、いじめがどんどんエスカレートしていく。被害者がどんどん追いつめられていく。
- ◇ ネットでは、24時間、365日いつでもいじめにさらされる。
- ◇ いじめが表面化しにくく、周りが気づきにくくなる。
- ◇ ネット上の書き込みは、世界中の人が見ることが出来、不特定多数からの攻撃を受けやすく、いつまでも書き込みが残る。

ネットいじめを防止するために

【児童への指導】

**絶対
ダメ**

ネットいじめは匿名で行われることが多く、自分が捕まったり罰せられたりする心配がないと思って、内容がどんどん過激になりがちです。しかし、実は、ケータイやパソコンから情報を送れば、サーバーという装置に記録が残る、警察が捜査すれば、ネットいじめの加害者は見つけ出せるのです。たとえ、あなたが軽い気持ちで人の悪口や嫌がらせを書き込んだとしても、刑法では、「脅迫罪」「名誉毀損罪」「傷害罪」などの罪に問われることがあります。

—こんな事件が起っています—

- ◇ 中学生の男子2名が、「死ぬ」「学校に来るな」などのメールを、同じ中学の女子生徒のケータイに匿名で700回以上送りつけた。警察は、この中学生男子2名を県迷惑防止条例違反容疑で逮捕した。
- ◇ 中学生の男子が、掲示板数ヶ所に、女子生徒に「なりすまし」で名前や電話番号を記載し、男性を誘う書き込みをした。警察は、女子生徒の名誉を傷つけたとして、男子生徒を名誉毀損罪で書類送検した。

ネット利用は自己責任です

- ◆キーを押すのは「だれ」ですか？
クリックするのは「だれ」ですか？
それは他の誰でもない「あなた」です。
- ◆ケータイやパソコンを使っていておこるトラブルは、基本的には自己責任です。
また、未成年の場合は保護者の責任が問われます。
- ◆だからこそ、自分勝手に利用するのではなく、保護者に管理してもらうことが必要なのです。

ネットいじめ 一人で悩まないで

守ってほしい

三つの約束！

- ①そのまま 放っておかない
- ②絶対にひとりで かかえこまない
- ③かならず大人に 相談する

【保護者への協力依頼】

子どもは、子ども同士のネットワークにより、大人の想像以上にケータイやパソコンの知識が豊富になっている。

ネットいじめから子どもを守るためには、保護者のかかわりがとても大事である。そのためにも保護者が、ケータイやパソコンについての最新情報に関心を持ち、そして、日頃から子どもと一緒に考えていくことが大切である。

そこで、各家庭に、以下のことについて話し合い、確認することを依頼する。

ケータイ(またはパソコン)を利用させる前に

- 利用することによって、どんな危険性があるか家庭で考える機会を持ちましょう。
- 安易に買い与えるのではなく、今、お子さんにとって本当に必要かどうか、しっかりと一緒に話し合いましょう。

ケータイ(またはパソコン)を利用させるなら

- 家庭でしっかりと話し合って、ルールづくりをしましょう。
- 必要な機能だけを契約することを検討しましょう。(電話・メールとメールだけなど)
- 子どもが有害サイトに触れないように、フィルタリング・7などのアクセス制限サービスを必ず利用しましょう。

ケータイ(またはパソコン)を利用するようになったら

- トラブルがあれば、必ずお子さんに何か変化が現れるはずですが、日頃から、お子さんの様子(言動・服装・交友関係)に変化がないか気をつけて見ておくことが大切です。
- 問題が起きてからではなく、日頃からいろいろな話題について気軽に話せる雰囲気づくりをしておくことが大切です。
- 子どもは、トラブルがあったら「ケータイを取り上げられる」「ひどく怒られる」という思いから口を開いてくれないことが多いようです。そのため、もしトラブルがあったら、保護者が「一緒に解決する」「必ず守る」ということをお子さんに明言することが大切です。

我が家の の ルール

- ①利用料金の限度額を守る。
- ②自分の個人情報を安易に教えない、書き込まない。
- ③友人の個人情報を勝手に人に教えない、書き込まない。
- ④他人の悪口などを絶対に書き込まない、メールで送らない。
- ⑤悪口などを書き込まれたら、必ず家族に相談する。
- ⑥夜遅くに(たとえば〇〇時以降は)利用しない。
- ⑦すぐに返信することを要求しない。
- ⑧食事中や勉強中などにケータイを利用しない。
- ⑨寝るときには、ケータイをリビングに置く。

もし、ネットいじめやトラブルにあったなら

ひとりで悩まず、すぐに家族や学校に相談しよう

<p>メールで いじめられ ている</p>	<p>①メールを消さずに残しておく。(できれば印刷しておく) ②直ぐに家族に相談し、一緒に解決していく。 ※自分でやりかえしたりしない。余計にひどくなる。 ※なりすましメールの可能性もあるので、決めつけない ※送信元のアドレスを確認する。 ※送信元が判明した場合は、関係者を交えて話し合う。 (知らない人の場合、着信拒否設定にしたり、アドレスを変更したりするのもよい) ③家庭で解決できそうにないときは、石川県警察本部サイバー犯罪対策係に相談する。</p>
<p>書き込みでい じめられてい る</p>	<p>①問題の画面や文面を消さずに残しておく。(できれば印刷しておく) ②直ぐに家族に相談し、一緒に解決していく。 ※掲示板などの管理者、あるいは掲示板等を提供するプロバイダ(インターネット接続業者)に連絡して、書面で削除依頼する。 ※削除依頼に応じてもらえない、削除依頼ができない場合、または、削除依頼してもおさまらないときや、家庭で解決できそうにないときは、石川県警察本部サイバー犯罪対策係に相談する。</p>
<p>チェーンメール がきた</p>	<p>①直ぐに家族に相談し、だれにも送らず、すぐに消す。 (まちがって転送しても、お詫びのメールを送らない) ②どうしても不安なときは、財団法人日本データ通信協会(迷惑メール相談センター)が用意している、下記の「転送先アドレス」に転送する。 http : /www. Dekyo. or. jp/soudan/</p>
<p>かくうせいきゅう 架空請求 などがきた</p>	<p>①消さずに残しておいて、すぐに家族に相談する。 (できれば印刷しておく。ハガキの場合は捨てずに保管しておく。) ②全く覚えのないときは無視する。 確かめようと思ってこちらから絶対に連絡しない。 ③不安なときやわからないときなどは、消費生活センターに相談する。</p>